

名教委教訓令第2号

事 務 局
各 公 所

教育次長以下代決規程（平成12年名教委教訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市教育委員会教育長 杉浦弘昌

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>（この規程の趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、教育次長、部長、公所の長、課長及び課長補佐の責任及び代決権限を定めるものとする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 教職員 校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校事務職員、<u>学校栄養職員</u>、業務士（学校に勤務する者に限る。）及び調理員をいう。</p> <p>(6) 学校職員 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園に勤務する職員（教職員を除き、臨時的任用職員及び非常勤の職員に限る。）をいう。</p>	<p>（この規程の趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、教育次長、<u>担当局長</u>、部長、公所の長、課長及び課長補佐の責任及び代決権限を定めるものとする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 教職員 校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校事務職員、業務士（学校に勤務する者に限る。）及び調理員をいう。</p> <p>(6) 学校職員 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園に勤務する職員（教職員を除き、<u>教育長が別に定める</u>臨時的任用職員及び非常勤の職</p>

<p>(共通代決権限事項等)</p> <p>第4条 教育次長の代決権限事項並びに部長、公所の長及び課長の共通代決権限事項は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(臨時代決)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、教育次長が欠けたとき又は教育次長に事故があるときは、前項の選考について、<u>主管の部長（鶴舞中央図書館長、博物館副館長、美術館副館長、科学館副館長及び教育センター所長を含む。）</u>が代決することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の場合において、課長が欠けたとき又は課長に事故があるときは、<u>教育次長</u>が代決することができる。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>第7条 前条第1項から第3項まで及び第5項の規定によって、臨時に代決をした者は、あらかじめその処理について承認を得た場合を除き、事後直ちに教育長又は代決権者に報告しなければならない。</p>	<p>員に限る。)をいう。</p> <p>(共通代決権限事項等)</p> <p>第4条 教育次長及び<u>担当局長</u>の代決権限事項並びに部長、公所の長及び課長の共通代決権限事項は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(臨時代決)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、教育次長が欠けたとき又は教育次長に事故があるときは、前項の選考について、<u>担当局長</u>が代決することができる。</p> <p>3 <u>担当局長が欠けたとき又は担当局長に事故があるときは、その代決権限事項について、教育次長が代決することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 前項の場合において、課長が欠けたとき又は課長に事故があるときは、<u>担当局長</u>が代決することができる。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>第7条 前条第1項、第2項、第4項及び第6項の規定によって、臨時に代決をした者は、あらかじめその処理について承認を得た場合を除き、事後直ちに教育長又は代決権者に報告しなければならない。</p>
---	--

別表第1 人事・サービス関係の表中

「

	教育次長	部長及び鶴舞中央図書館長	公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）	課長	を
--	------	--------------	--------------------	----	---

」

「

	教育次長及び 担当局長	部長及び鶴舞中央 図書館長	公所の長（鶴 舞中央図書館 長を除く。）	課 長	に
--	----------------	------------------	----------------------------	-----	---

」

改め、同表第3号から第5号まで及び第8号から第12号までの規定中「教育次長」の次に「及び担当局長」を加える。

別表第1財務関係の表中

「

	教 育 次 長	部長及び鶴舞中央 図書館長	公所の長（鶴 舞中央図書館 長を除く。）	課 長	を
--	---------	------------------	----------------------------	-----	---

」

「

	教育次長及び 担当局長	部長及び鶴舞中央 図書館長	公所の長（鶴 舞中央図書館 長を除く。）	課 長	に
--	----------------	------------------	----------------------------	-----	---

」

に改め、同表第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同表第2号中「教育次長」の次に「及び担当局長」を加え、同表第4号中「60万円」を「100万円」に改め、同表第5号中「180万円」を「300万円」に改め、「、校長等にあつては160万円」を削り、同表第6号中「50万円」を「100万円」に改め、同表第11号中「120万円」を「150万円」に改め、「（校長等にあつては80万円）」を削り、同表第15号中「180万円」を「200万円」に改め、「、校長等にあつては100万円」を削る。

別表第1事業執行関係の表及び別表第1全般の表中

「

	教 育 次 長	部長及び鶴舞中央 図書館長	公所の長（鶴 舞中央図書館 長を除く。）	課 長	を
--	---------	------------------	----------------------------	-----	---

」

	教育次長及び 担当局長	部長及び鶴舞中央 図書館長	公所の長（鶴 舞中央図書館 長を除く。）	課 長	に
--	----------------	------------------	----------------------------	-----	---

改める。

別表第1備考中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同表備考に第1号として次の1号を加える。

- 1 教育次長の代決権限事項は、担当局長及び担当局長の所属員並びに担当局長の分担事項に係るものを除く。

別表第2人事部長の項第4号中「関すること。」の次に「ただし、学校長の代決権限に属するものを除く。」を加え、同表教職員課長の項第2号中「教職員」の次に「及び学校職員」を加え、同表学事課長の項第7号中「入学準備金、」を削り、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、同表学校長及び幼稚園長の項の次に次のように加える。

学校長	1	学校長の旅行命令（修学旅行及び野外教育に係るものに限る。）に関する事。
-----	---	-------------------------------------

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。